

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和 4 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 4 年 3 月 2 日
午前 9 時 3 0 分開会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 3 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 4 年度有田川町一般会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 4 年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 12 号 令和 4 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 13 号 令和 4 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 4 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 4 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 4 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 4 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 4 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 4 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 4 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 4 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 4 年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 26 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 27 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第28 議案第28号 有田川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 有田川町交通指導員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 有田川町デジタル社会推進基金条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第35号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第36号 有田川町農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第37 議案第37号 有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第38号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第39 議案第39号 有田川町公共下水道吉備浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第40 議案第40号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第41 議案第41号 有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第42 議案第42号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第43 議案第43号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第44 議案第44号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第45 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第48 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 選挙第7号 有田川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
7番	片 畑 進 之	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男

11番 岡 省 吾

12番 森 谷 信 哉

13番 堀 江 眞 智 子

14番 増 谷 憲

15番 殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 栗 山 昌 之

14番 増 谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 青 石 万 紀 子

福祉保健部長 中 岡 万 里 子

総務政策部長 井 上 光 生

消 防 長 中 裕 準

産業振興部長 森 田 栄 一

建設環境部長 鈴 木 幸 敏

総 務 課 長 新 田 耕 作

財 務 課 長 中 屋 正 也

企画調整課長 林 光 彦

教 育 長 片 嶋 博

教 育 部 長 細 野 正 人

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 竹 中 幸 生

書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、栗山昌之君、14番、増谷憲君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月24日に開催されました議会運営委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る2月24日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から3月24日までの23日間と決定させていただきました。なお、一般質問は14日、15日としております。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4、議案第4号から日程第40、議案第40号まで及び日程第42、議案第42号から日程第48、諮問第4号までの議案40件、諮問4件について一括上程を行い、日程第41、議案第41号については、地方自治法第117条の規定により除斥を求めた後、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、議案第4号から日程第7、議案第7号までの補正予算4件及び日程第49、選挙第7号については審議・採決を本日お願いしたいと思います。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力をお願い申し上げまして御報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月24日までの23日間に決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案41件、諮問4件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、監査委員より、令和3年10月から令和4年1月までの例月現金出納検査の

結果及び令和3年10月から12月に実施した令和2年度における財政援助団体等の監査報告を受けていますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第4から日程第40、日程第42から日程第48までの議案40件、諮問4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第40、日程第42から日程第48までの議案40件、諮問4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和4年有田川町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ、御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、有田川町長として所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんに、一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、1月に執行されました町長選挙においては、無投票で再選されるという身に余る結果に恵まれました。このことは、今までの任期中で構築してきた有田川町の歩むべき方向が評価され、その歩みをさらに進めよという激励であると厳粛に受け止めております。改めて身の引き締まる思いであり、いま一度初心に立ち返り、町政運営に邁進してまいりたいと存じます。

5期目のスタートに当たり、有田川町が目指すまちづくりの将来像として設定した、「川が結び、川が育む、森とまち 人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を基本理念とした、今までの実績を検証するとともに、誰もが安心、安全で住んでよかった、長く住み続けたいと思える、そんな夢のあるまちづくりを推進していかなければならないと決意をいたしております。

全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症につきましては、年明けから第6波により感染が急拡大し、2月5日から和歌山県においても初めてまん延防止等重点措置が適用されています。本町においても影響は大きいものがあり、この先も大変厳しい状況が続く、長期化するものと思われま。

このような中、3回目ワクチン接種は1月7日より医療従事者から開始し、1月24日には介護施設、2月9日より一般の方の接種も始まっております。早期に完了で

きるよう努めるとともに、町民の方が安心して生活できるよう感染防止対策に努めてまいりたいと思います。

経済対策につきましては、4月より1人当たり1万円の第3弾有田川町応援クーポン配布を行うなど、新型コロナウイルスの感染状況に適切に対処するとともに、国や県の施策に柔軟かつスピーディに対応し、町民の皆さんの生命と健康、コロナ禍により疲弊した地域経済の回復に向けて取組を行ってまいります。

本町は合併して17年目を迎えます。今まで旧3町が均衡ある発展を遂げ、どの地域に住んでも同じように、これからも有田川町に住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指してきました。

しかし、全国的な人口減少と少子高齢化は、特に金屋・清水地域の山間部において進行し、有田川町においても例外ではありません。今まで築き上げてきたまちづくりを土台にし、今まで以上にそれぞれの地域の個性と魅力、特徴を最大限に生かしたまちづくりを進め、平成27年に策定した「有田川町人口ビジョン」により、目標設定している2060年で人口2万人以上を達成しなければなりません。そのためには、本年度に策定した「第2次有田川町長期総合計画後期計画」を計画的に実行に移していくことが最も重要であり、加えて国や周辺の経済、社会情勢に対応した行財政運営を行っていくことが重要であると考えております。

そこで、特に重点項目として、次の6項目を挙げさせていただきたいと思います。

第1点目は、安心・安全な暮らしを守ります。近年、毎年のように全国各地で大規模災害が発生し、多くの尊い命が奪われております。また、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、大規模災害への備えが求められています。関係機関とも連携し、道路・河川整備のハード面の整備を着実にを行うとともに、自助・共助・公助の連携体制の強化など、ソフト面の防災対策にも積極的に取り組み、防災力の高いまちづくりを目指します。

第2点目は、子育て環境を充実いたします。未来を担う子どもたち一人一人が、自分自身の可能性を伸ばし、世界に通用する力をつけるための基礎としての生きる力を育むことができるよう、子育てしやすい環境づくりと教育・保育の充実に取り組み、若い世代が子育てしやすいまちづくりを目指します。

第3点目は、医療・福祉サービスを充実いたします。保健・医療・福祉の連携の強化を図り、子どもから高齢者まで町民誰もが住み慣れた地域社会の中で、共に支え合い、助け合いながら健康で安心して暮らせる心豊かなまちづくりを目指します。

第4点目は、文化・スポーツを振興します。有田川町において、古くから継承されてきた歴史・文化遺産を次世代に引き継ぐとともに、誰もが生涯にわたって豊かな人生を過ごすことができるよう、歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実を推進します。

第5点目は、産業・観光業を振興します。有田川町の基幹産業である農林業を中心

とした産業の活性化に努めるとともに、農林業の後継者と若者にとって魅力ある雇用機会の創出に努めます。また、有田川町の持つ魅力を最大限に活用した観光・交流施策の拡充に努め、地域の特性を生かした多様な観光・交流機会のあるまちづくりを目指します。

第6点目は、住民参加によるまちづくりを進めます。高齢化と人口減少に伴う福祉ニーズの増大や地域の生活基盤の維持、基幹産業である農林業の活性化など、まちの抱える課題は多様かつ深刻であり、地域や分野ごとにも異なるため、行政だけの取組で全てを解決するのは困難であります。住民自身の声や主体的な活動を大切に、共に課題に取り組んでいくことでまちの在り方を考え、住民とともにまちづくりを進めていきたいと思っております。

一方、財政状況においては、一般会計歳入の根幹である町税収入が堅調に推移し、令和2年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、収入額は31億円を超える結果でありました。

しかし、町税の歳入全体に占める割合は15%と低く、歳入の大半は地方交付税等の依存財源に頼っている現状であります。その地方交付税は、令和2年度をもって合併算定替期間が終了し、縮減期間5年間で総額約9億円が縮減されました。一本算定に移行し、今後も減少していく見込みであり、基金の取崩しにより財源不足を補っている極めて厳しい財政状況であります。

歳出は、老人福祉や児童福祉等の社会保障関係経費が年々伸び、令和2年度決算における民生費は約42億5,000万円と歳出総額の21%を占めております。

また、令和4年には団塊世代が75歳になり始めることもあり、これらの経費は経常的に増加していくことが推測されます。さらに老朽化が進行する公共施設や、上下水道及び道路等のインフラ資産は更新時期を迎えています。

また、大規模災害に備えた防災対策強化も進めていかなければならない状況下で、新型コロナウイルス感染症による新たな対策も加え、これらの課題に取り組む必要があります。

令和4年度は、第2次有田川町長期総合計画後期計画がスタートする年度であり、かつ第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策の推進を図っていかねばなりません。限られた財源の下で、国の動向等を踏まえつつ、経常的経費を徹底的に削減し、既存事業の有効性を検証し、効率的かつ実効性の高い事業に構築・展開し、新たな課題に対応できる持続可能な財政運営を確立していかなければなりません。

今後においても、いつも住民の安心・安全を第一に考え、住んでよかった、長く住みたいまちづくりの実現とさらなる町の発展に、より一層の努力をしております。

どうか議員各位には、そのことに理解をいただきまして、御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算について説明申し上げます。

令和4年度予算は、住民サービスの向上、新たなニーズへの対応、コロナウイルス感染症対策等の社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、将来的にも安定した持続可能な財政運営ができるように、有田川町長期総合計画や総合戦略に定める基本目標を柱として、常にコスト意識を持って、事業の緊急性や必要性を熟慮した上で、取捨選択や効率的な事業執行の推進を図りながら予算編成を行いました。

本年度も限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、一般財源枠配分方式を実施し、このことにより計画的な歳出の適正化と効率化を図るとともに、持続可能な財政構造の確率を図るという予算編成方針に基づき、本町の抱える課題、問題点等を全職員が共有することにより、真に住民が必要とする事業を優先し、職員の英知を結集し、最小の経費で最大の効果を上げるよう万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。

令和4年度の一般会計・特別会計予算の合計額は、一般会計できびドーム大規模改修事業などの減額があったものの、国民健康保険事業特別会計や公共下水道事業特別会計などの増額により、前年度に比べ2億2,542万6,000円多い264億1,776万7,000円となっております。

また、水道事業会計については、前年度に比べ8,794万6,000円多い6億3,112万2,000円となっております。今後も町民の皆さんの御理解をいただきながら、行財政改革に取り組むとともに、住民サービスの向上と財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

本定例会に上程させていただきました議案は、予算案件21件、条例案件13件、その他案件11件の合計45件であります。

それでは、まず議案第8号の令和4年度有田川町一般会計予算について御説明を申し上げます。

歳入・歳出予算規模は、前年度に比べて1.3%減の、額にして2億1,000万円少ない総額163億1,000万円となっております。

歳入の主なものとしたしましては、町税は、町民税の増収などを見込み、前年度より増額の29億4,200万7,000円を計上しております。

なお、徴収率は県下でトップクラスに位置しているところではありますが、滞納対策については、職員による個別徴収は今まで以上に努力することはもちろんのこと、今後も和歌山地方税回収機構なども活用し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

地方譲与税については、2億2,763万3,000円を計上し、そのうち森林環境譲与税として8,263万2,000円を見込んでおります。

各交付金の主なものについては、法人事業税交付金に2,900万円を、地方消費税交付金に5億3,000万円を、環境性能割交付金に1,300万円を、地方特例



交付金に2,000万円を、その他交付金においても、令和4年度地方財政対策を踏まえたものとしています。

地方交付税については、国から地方公共団体へ交付される総額は1兆8,538億円で、前年度に比べ6,153億円、率にして3.5%増となっております。本町においては、合併算定替えが終了となり令和3年度より一本算定となっておりますが、地方財政対策の伸び率などを考慮した上で、前年度より1億2,000万円増額の6億2億5,000万円を計上しています。

分担金及び負担金は6,033万1,000万円を、使用料及び手数料は1億2,474万円を、国庫支出金は1億2,533万8,000円を、県支出金は1億7,026万4,000円を、寄附金については、ふるさと応援寄附金を10億円見込み、1億4,101万1,000円を、繰入金では、町債の償還のための財源に減債基金2億円を、各種事業執行のための目的基金1億2,859万4,000円を繰入れするとともに、財源不足を調整するために財政調整基金を3億円繰り入れ、前年度比15%減の1億7,917万円を計上いたしました。

町債では、前年度比38.4%減の6億8,200万円を借り入れることとしております。

主なものとして、臨時財政対策債に1億3,000円を、農林水産業債に7,890万円を、土木債に2億5,460万円を、教育債に4,270万円をそれぞれ計上しております。

その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上いたしております。

歳出につきましては、款別に主なものとして、1款議会費は9,487万3,000円を計上しています。

2款総務費は、前年度より2億9,151万4,000円少ない2億1,076万9,000円を計上しております。

一般管理費では、防犯灯の維持管理に対する寄附金を財源に、防犯灯電気代補助金として783万円を、なお、この補助金には、防犯灯の維持管理に対する寄附金を充てることにしております。

財産管理費では、旧上六川小学校体育館解体撤去工事費として2,100万円を、企画費では、報償費にふるさと応援寄附金返礼品として4億円を、情報通信基盤施設費では、施設設備管理委託料に3,555万2,000円を、過疎対策費では、コミュニティバス運行委託料に1,375万9,000円を、まちなか再生支援事業委託料に750万1,000円を、清水地域公園整備工事費として1,409万4,000円を、移住就業支援拠点施設整備工事費として1億9,936万4,000円を、生活バス運行補助金に3,800万円を、共聴施設整備事業費では、テレビ共同視聴施設整備事業補助金として556万6,000円を、徴税費の賦課徴収費では、評価

替関連事業委託料に4,713万5,000円を、負担金補助及び交付金に有田川町すまい給付金として1,430万円を、戸籍住民基本台帳費では、住民票などのコンビニ交付の運営費として75万9,000円を、選挙費では、参議院議員選挙費として2,605万5,000円を、和歌山県知事選挙費として2,462万7,000円を、和歌山県議会議員一般選挙費として740万5,000円をそれぞれ計上しております。

3款民生費は、前年度より1億71万円多い42億4,589万5,000円を計上しております。

主なものといたしまして、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会補助金に4,196万8,000円を、国民健康保険事業特別会計への繰出金として2億6,650万7,000円を、障害者福祉費では、報償費の手話講習会講師等謝金として52万5,000円を、障害福祉サービス費に4億6,580万7,000円を、扶助費として重度心身障害児者医療費に6,514万9,000円を、老人福祉費では、報償費に敬老祝金として1,400万円を、田殿老人憩いの家解体撤去に伴う測量設計委託料として197万3,000円を、老人保健福祉・介護保険事業計画策定業務委託料として220万円を、有田郡老人福祉施設事務組合なぎ園の負担金に4,327万6,000円を、シルバー人材センター補助金に1,053万9,000円を、扶助費として、老人福祉施設入所措置費に3,323万3,000円を、繰出金として、後期高齢者医療特別会計へ4億7,983万3,000円を、介護保険事業特別会計へ5億5,024万2,000円をそれぞれ計上しております。

児童福祉総務費では、報償費の出産祝い金、第3子以降出産祝い金として2,750万円を、委託料として、放課後児童健全育成事業委託料、公立・私立保育所入所委託料などに2億9,471万2,000円を、負担金補助及び交付金の放課後児童支援員等処遇改善補助金、保育士等処遇改善補助金として437万2,000円を、扶助費として、子ども医療費扶助費に6,227万4,000円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金などとして2億1,089万4,000円を、扶助費として、ゼロ歳から中学生を対象とした児童手当に3億8,047万8,000円を、母子福祉費では、扶助費としてひとり親家庭医療費に2,729万2,000円を、保育所費では、金屋第一保育所の調査設計等業務委託料として182万6,000円を、給食調理業務の民間委託料として7,134万6,000円を計上しております。

4款衛生費は、前年度より4,658万4,000円多い13億854万8,000円を計上しております。

主なものといたしましては、保健衛生総務費では、委託料として、ひきこもり支援事業、健康増進計画策定業務、妊婦一般健康診査、がん検診、産前産後サポート事業、産後ケア事業委託料などに6,540万3,000円を、予防費では、需用費と備品購入費に新型コロナウイルス感染症予防対策費用として547万9,000円を、委

託料に新型コロナウイルスワクチン接種委託料として5,390万8,000円を、インフルエンザ予防接種、風しん抗体検査などの委託料として9,371万7,000円を、環境衛生費では、需用費に清水斎場の修繕などとして1,958万円を、一般住宅用太陽光発電設備導入補助金として360万円を、有田聖苑事務組合分担金として688万5,000円を、清掃費のじん芥処理費では、委託料としてごみ収集運搬業務委託料など1億422万1,000円を、備品購入費にごみ収集車の自動車購入費として786万5,000円を、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分に2億2,185万8,000円を、し尿処理費では、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分として1億3,828万8,000円を、合併処理浄化槽設置補助金に1,468万6,000円を、浄化槽事業特別会計への繰出金として232万3,000円を、上水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金として2億9,335万7,000円を計上しております。

5款労働費では、雇用創出推進基金活用事業のイメージアップ事業に1,160万5,000円を計上しております。

6款農林水産業費では、前年度より3,975万3,000円少ない12億7,295万2,000円を計上しております。

農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費に3,286万5,000円を、委託料に、農業振興地域の見直しによる整備計画作成委託料として484万円を、営農給水施設新設工事として448万円を、中山間地域直接支払制度交付金に1億8,380万5,000円を、農業次世代人材投資事業補助金に1,825万円を、多面的機能支払交付金に4,877万8,000円を、営農環境整備対策事業補助金に300万円を、農地費では、委託料に、農地耕作条件改善事業の測量設計費として800万円を、防災重点農業用ため池評価業務委託料として1,730万円を、工事請負費に、小規模土地改良事業として700万円を、緊急自然災害防止対策事業として4,000万円を、地籍調査費では、委託料に地籍調査測量等委託料として1億1,050万円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金として2億3,669万5,000円を、林業費の林業振興費では、未利用材搬出補助金に400万円を、林道維持改良費では、工事請負費に林道維持補修事業として900万円を、林道新設改良費では、育成林整備事業の工事請負費に峠上二澤線の工事として7,480万円を、森林整備費では、委託料にカシノナガキクイムシ対策業務委託料として150万円を、森林環境譲与税を財源とした森林環境譲与税活用事業費では、報償費に誕生祝い、成人祝いの記念品として212万6,000円を、委託料に、意向調査、集積計画策定、間伐事業委託料などとして3,777万5,000円、移住就業支援拠点施設用の原材料費と備品購入費として1,420万円を、林業研修生受入れ支援事業補助金として189万2,000円を、広葉樹林転換事業補助金として885万円を計上しております。

7款商工費は、前年度に比べて982万4,000円少ない2億1,808万2,000円を計上しております。

商工総務費では、商工会補助金に1,650万円を、起業支援事業補助金に120万円を、観光費では、ふるさと体験施設の修繕料に1,600万円を、委託料にしみず温泉新築工事設計委託料、ふるさと体験施設指定管理料などとして4,626万4,000円を、かなや明恵峡温泉特別会計への繰出金として1,400万円を計上しております。

8款土木費は、前年度より1億4,358万7,000円少ない13億3,245万5,000円を計上しております。

土木総務費では、住宅・建築物耐震改修事業補助金に783万4,000円を、道路橋りょう維持費では、工事請負費に道路橋りょう維持修繕工事費として9,400万円を、道路新設改良費では、委託料に防災安全交付金事業や過疎・辺地対策事業の測量設計監理等委託料などとして2,850万円を、工事請負費に過疎・辺地対策事業や緊急自然災害防止対策事業、防災・安全交付金事業などとして2億5,500万円を、土地購入費に1,600万円を、物件補償費に2,900万円を、都市計画総務費では、委託料に都市計画見直しによる都市計画マスタープラン策定業務委託料として500万円を、工事請負費に、藤並駅西口トイレ改修工事費として688万5,000円を、空き家対策総合支援事業除却補助金として1,000万円を、下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金として6億8,743万4,000円を、住宅費では、需用費に町営住宅修繕費として700万円を計上しております。

9款消防費は、前年度より686万8,000円多い7億5,407万7,000円を計上しております。

常備消防費では、備品購入費に防火衣や通信指令、消防活動用備品などとして964万4,000円を、非常備消防費では、消防団員等報酬として2,009万5,000円を、消防施設費では、工事請負費にヘリポート舗装工事費として650万円を、備品購入費として、高規格救急車、小型消防ポンプ付積載車などの自動車購入費に3,750万円を、災害対策費では、衛星携帯電話アンテナ整備委託料と備品購入費を合わせて650万5,000円を計上しております。

10款教育費は、前年度より1億8,467万2,000円多い12億1,599万6,000円を計上しております。

教育総務費の通学対策費では、委託料にスクールバス等運行維持管理委託料として6,563万2,000円を、義務教育振興費では、役務費の施設設備保守点検料にGIGAスクール用タブレット保守などとして1,455万6,000円を、賃借料に学校イントラネットシステムのリース資産借上げ料として2,335万円を、特色ある学校づくり施策として教育活動奨励交付金に1,000万円を、小学校費の学校管理費では、修繕料に1,450万円を、藤並小学校増築工事費として9,100万

円を、小川小学校体育館トイレ改修工事費として440万円を、中学校費の学校管理費では、修繕料として330万円を、社会教育費の公民館費では、公民館の修繕料として301万9,000円を、文化財保護費では、委託料に保存計画策定支援業務委託料として495万円を、国指定史跡土地購入費として4,779万円を、保健体育費の体育施設費では、工事請負費に金屋テニス公園コート照明LED化改修工事として1,971万6,000円を、きび体育館トイレ改修工事費として1,870万円を、学校給食費では、委託料に給食調理業務委託料として7,310万6,000円を、工事請負費の給食センター排水管修繕工事として564万8,000円を計上しております。

12款公債費は、前年度より1億2,532万1,000円少ない24億6,604万5,000円計上いたしております。

13款諸支出金の基金費では、積立金として、ふるさと応援基金積立金として10億円を、デジタル社会推進基金積立金として6,573万1,000円を、循環型社会の構築と自然エネルギー推進基金積立金として4,185万3,000円などを計上しております。

また、一般会計から各特別会計への繰出金として、総額25億3,175万2,000円を計上しております。そのほかにも債務負担行為及び地方債などの所要の経費を計上した結果、令和4年度一般会計予算総額は、歳入、歳出それぞれ163億1,000万円と相なりました。

次に、各特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案第9号は、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指すことはもちろん、予防医療に最重点を置いた健康づくり事業を推進しているところであります。年々医療費は増加、被保険者は減少という依然として厳しい状況の中、保険給付費などに前年度より1億1,326万6,000円多い36億3,018万円を計上しております。この財源といたしましては、国民健康保険税、県支出金及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第10号は、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。本年度予算といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金などに7億7,745万2,000円を計上しております。この財源といたしましては、保険料及び一般会計繰入金などを充てることにいたしております。

議案第11号は、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。介護保険事業に要する保険給付費として、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び地域支援事業費などに32億5,663万8,000円を計上しております。この財源といたしましては、保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第12号は、令和4年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。特別養護老人ホームしみず園の施設管理費や基金積立金などで496万3,000円を計上しています。この財源として、特別養護老人ホームしみず園基金からの繰入金や指定管理者負担金などを充てることにいたしております。

議案第13号は、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。施設費の水道施設管理費として1億1,239万1,000円を、水道施設整備事業費では、金屋地区、清水地区簡易水道施設整備事業などに係る委託料、工事請負費などに8,664万1,000円を計上し、その他にも地方債の限度額等を計上した結果、予算総額は5億3,891万9,000円と相りました。この財源といたしましては、使用料、繰入金及び町債などを充てることにいたしております。

議案第14号は、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。施設管理費として8,071万円を、施設整備事業費では、公共下水道整備及び統合事業として6億8,567万2,000円を、公債費に6億7,042万3,000円を計上し、その他にも地方債の限度額等を計上した結果、予算総額は15億2,735万6,000円と相りました。なお、財源といたしましては、負担金、使用料、国・県支出金、繰入金及び町債などを充てることにいたしております。

議案第15号は、令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。令和3年度に徳田地区を公共下水道に統合したため、現在、吉原、田殿、吉見、熊井・奥地区の四つの処理施設が供用中で、農業集落排水施設管理費として1億646万4,000円を、公債費に1億4,977万2,000円を計上し、予算総額は2億8,263万6,000円と相りました。なお、財源といたしまして、分担金、使用料及び繰入金などを充てることにいたしております。

議案第16号は、令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。本年度予算につきましては、簡易排水施設管理費、町債の元利償還金等に209万4,000円を計上しております。

議案第17号は、令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。本年度予算につきましては、施設管理費、町債の元利償還金などに696万1,000円を計上しております。

議案第18号は、令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。本年度予算は、施設管理費などに7,535万3,000円を計上しております。この財源といたしましては、使用料、販売収入などの諸収入及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第19号は、令和4年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報酬などに5万3,000円を計上しております。

議案第20号は、令和4年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報酬及び予備費などに39万3,000円を計上

しております。

議案第21号は、令和4年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報酬及び予備費などに197万3,000円を計上しております。

議案第22号は、令和4年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算は、財産区管理会委員の報酬及び公有林整備事業債の元利償還に伴う繰出金、予備費などに266万6,000円を計上しております。

議案第23号は、令和4年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報酬及び予備費などに13万円を計上しております。

議案第24号は、令和4年度有田川町水道事業会計予算であります。まず、収益的予算でありますけれども、水道事業収益の水道使用料などで4億9,439万5,000円を、水道事業費用では、水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費及び減価償却費などで4億1,000万8,000円を計上しております。次に、資本的予算でありますけれども、資本的収入は消火栓設置負担金等に伴う負担金で100万円を、資本的支出は、建設改良費の吉備浄水場兼水道庁舎設計業務や配水管の新設、布設替えの設計及び工事などや、企業債償還元金で2億2,111万4,000円を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の2億2,011万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補填いたします。

以上で、令和4年度当初予算の説明を終わります。

次に、令和4年度当初予算以外の議案について、説明を申し上げます。

議案第4号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第11号であります。今回の補正は、歳入においては、町税、地方交付税、分担金、国・県支出金、寄附金、繰入金及び町債など、現時点での見込み得る額が把握できましたので、増減補正するものであります。補正の大きなものとして、町税で5,433万4,000円を、普通交付税で国の経済対策等の補正による再算定の結果、6億7,661万6,000円を、前年度繰越金として1億8,532万4,000円を、事業等の確定により県支出金として8,115万4,000円を計上する一方、ふるさと応援寄附金として4億円を、財政調整基金繰入金として2億7,356万4,000円を、ふるさと応援基金繰入金として3億5,009万3,000円をそれぞれ減額し、歳入として計上しております。

また、歳出においては、議会費では、議員改選に伴い、議員報酬として23万円を、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の閣議決定による国の補正予算第1号の交付決定などに伴い、民生費では、保育所等の会計年度任用職員の処遇改善のための報酬及び補助金などとして183万6,000円を、農林水産業費では、農地費の防災

重点農業用ため池評価業務委託料として1,620万円を、地籍調査費として3,456万円を、林道新設改良費の林道日物川境川線改良事業として8,054万4,000円を、土木費では、道路新設改良費の防災安全交付金事業として1億2,000万円を、教育費では、中学校費の吉備中学校武道館空調設備設置工事として4,950万円を、保健体育費では、学校におけるコロナウイルス感染症対策等支援事業として1,215万円を計上し、諸支出金の基金費では、ふるさと応援基金を4億円減額補正する一方、減債基金、公共施設整備基金、新たにデジタル推進基金の積立金として4億1,773万1,000円を増額し、その他の歳出につきましても、事業費の変更等、所要の補正を行い、未執行額となる見込額を減額した結果、今回の補正額は3億6,949万9,000円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、181億7,111万8,000円と相りました。また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第5号は、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等、見込み得る額が把握できましたので、2,009万8,000円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は、36億378万8,000円と相りました。なお、財源といたしまして、繰入金を減額し、保険税、県支出金、諸収入を充てることにしております。

議案第6号は、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の見込み得る額が把握できましたので、427万8,000円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は、8億572万5,000円と相りました。なお、この財源といたしまして、繰入金を減額し、保険料を充てることにしております。

議案第7号は、令和3年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、造林木の販売に係る収益金326万7,000円の歳入がありましたので、繰入金を減額し、予備費を補正した結果、257万7,000円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は、343万1,000円と相りました。

続きまして、議案第25号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険事業に要する費用となる国民健康保険事業納付金に充てる国民健康保険税の資産割について税率の見直しを行うもの、並びに全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で固定資産税額に乗ずる率の改正、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額の削除、介護納付金課税被保険者に係る課税額の資産割額の削除、未就学児に係る被保険



者均等割額を半額とするものであります。

議案第26号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、各施設の使用料の納付について、納付期限を設けるものであります。また、きびドーム大規模改修工事に伴い、新設の設備についての使用料を設ける必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料について、手数料の標準額となる人件費単価または物価水準の変動に伴い定期的に見直しが行われており、今回、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の標準額について見直しが行われたため、本条例においても所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、有田川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、職員の人事評価制度の見直しにより、本条例において所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、降給の条項を追加するものであります。

議案第29号は、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、令和4年4月1日施行の人事院規則の一部改正に伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定するものであります。

議案第30号は、有田川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員法改正等により、法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、各種委員の本条例における追加、削除及び鳥獣被害対策実施隊員の業務及び活動人員確保を考慮し、日額を8,000円に増額するものであります。

議案第31号は、有田川町交通指導員条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方公務員法改正により、法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、有田川町交通指導員条例、有田川町青少年教育審議会及び指導員の設置に関する条例、有田川町公民館条例、有田川町岩倉財産区他4件の山林財産区管理会条例においても、各種委員の報酬及び報償に関する規定を定めるものであります。

議案第32号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条で消防団員等

公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、令和4年4月1日施行に伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、有田川町デジタル社会推進基金条例の制定についてであります。デジタル社会の形成に関する施策の推進を図り、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化に寄与する事業の財源を確保する目的の基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第34号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、民法及び所得税法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方自治法の改正により、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者制度が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第36号は、有田川町農家高齢者創作館条例を廃止する条例についてであります。本条例は、高齢者が集団的に農山村の特色を生かした創作活動を通じ、高齢者の資質の向上と生活活動領域の新たな開発促進を図ることを目的として、創作館を設置しているものであります。しかし、本施設を老朽化等により解体撤去したため、本条例を廃止するものであります。

議案第37号は、有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、徳田地区農業集落排水処理施設を廃止し、有田川町公共下水道汚水処理施設へ統合することにより、本条例の有田川町農業集落排水処理区域より徳田地区農業集落排水処理施設を削除するものであります。

議案第38号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。上六川・西辺地地域において、既に計画している町道迂り石線道路改良工事の道路延長の変更及び板尾・井谷・室川・沼谷辺地地域において、既に計画している町道久野原沼谷線法面对策事業の工事期間の延長を行うため、辺地総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第39号は、有田川町公共下水道吉備浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結についてであります。有田川町公共下水道吉備浄化センターの建設工事の施工に当たり、日本下水道事業団代表者、理事長、森岡泰裕氏と協定金額15億9,000万円で本協定を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号は、有田川町岩倉財産区管理委員会管理委員の選任の同意についてであり

ます。有田川町大字岩野河149番地1、出雲一良氏、同じく岩野河668番地、西修二氏、同じく川口165番地、寺垣文男氏、同じく川口1001番地2、辻朗氏、同じく谷667番地、毛保隆藏氏、同じく谷346番地、宮崎正嗣氏、同じく立石127番地2、尾浴正實氏を有田川町岩倉財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第42号は、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字二川411番地、東平造氏、同じく日物川111番地、北浦徳一氏、同じく東大谷132番地、古田晋作氏、同じく東大谷495番地、前北敏夫氏、同じく二川742番地、堀内尚視氏、同じく境川438番地、柴垣好彦氏、同じく日物川262番地、高垣幸治氏を、有田川町城山山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第43号は、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字清水1357番地3、井上喜代治氏、同じく上湯川214番地、東達貴氏、同じく三田600番地、鈴間貴義氏、同じく下湯川591番地、大久保家宏氏、同じく久野原1113番地、保田永一郎氏、同じく沼954番地、伊澤頼宣氏、同じく楠本478番地1、竹上昌宏氏を、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第44号は、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。有田川町大字杉野原1090番地、保田隆氏、同じく杉野原136番地2、松浦金三氏、同じく押手697番地、辻本恭嗣氏、同じく板尾112番地、宮本和明氏、同じく板尾960番地、東本久貴氏、同じく沼谷21番地2、山本勝敬氏、同じく井谷23番地、大西國昭氏を、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第1号から諮問第4号については、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものであります。3年の任期が本年6月30日までとなっており、法務大臣の委嘱決定までの手続に3か月程度を要することから、本議会において議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号は、有田川町大字小川1353番地、畑中泰武氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、有田川町大字吉原892番地、田又和彦氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、有田川町大字庄30番地18、田中伸幸氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号は、有田川町大字庄414番地1、柏木敦子氏の後任の委員として、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字熊井440番地1、栃崎千津代氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議

会の意見を求めるものであります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第41、議案第41号、有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、岡省吾君の退場をお願いいたします。

（岡 省吾君 退場）

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、改めて議案第41号の提案理由の説明を行いたいと思います。

議案第41号は、有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意についてであります。

有田川町大字栗生57番地、江子彰氏、同じく栗生251番地、有北修氏、同じく栗生558番地、坂上晴生氏、同じく栗生225番地栗生団地3号、岩本光晴氏、同じく栗生42番地9、岡省吾氏、同じく栗生192番地1、竹内豊氏、同じく栗生1053番地、向井正久氏を、有田川町栗生財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

岡省吾君、入場してください。

〔岡 省吾君、入場〕

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時53分

再開 14時10分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第4 議案第4号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第4号、令和3年度有田川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第4号、一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

補正予算の39ページ、児童福祉費負担金補助及び交付金の放課後児童支援員等処遇改善補助金92万4,000円と保育士等処遇改善補助金であります。この事業の目的、処遇改善した理由を説明していただきたいと思います。

そして、39万6,000円の対象人数、1人当たりの増額額、財源内訳について、また支給実施時期、対象事業所名等についての説明をいただきたいと思います。

また、併せて公立保育所の保育士さんについてはどうなるでしょうか。

また、同ページの保育所費の会計年度任用職員報酬50万4,000円の内訳も説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この処遇改善の目的は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応の最前線で働く保育士や放課後児童の支援員に対して、賃上げを効果的に継続的に行うために実施するものであります。39ページの一番上に会計年度任用職員報酬、これにつきましては、子育て支援センターの会計年度任用職員の保育士の分であります。この1万2,000円につきましては、国の言うところの対象には当たらないのですが、異動等とありますので、これも単費で計上してございます。

それと、放課後児童支援員等処遇改善補助金92万4,000円、これは7か所ありますところの学童クラブ42名分であります。平均で1万1,000円分ぐらいになると思います。

保育士等処遇改善補助金、これ私立保育所の20名分です。平均で9,900円ぐらいになると思います。

あと、その下の会計年度任用職員報酬で50万4,000円、これ町立保育所の会

計年度任用職員分でございます。これと一番上の1万2,000円を合わせまして108名分でございます。

それと、町立保育所の正規の職員につきましては、国の指針でも示されているところはほかの職種もあるので、その分を賃上げというのは均衡に欠ける場合もあるので、会計年度任用職員だけの実施もやむを得ないというところの記載もございます。全てできればいいんですが、そういう均衡と予算の関係上、今回、会計年度任用職員の処遇の改善、そして私立、そして放課後児童等の支援員の処遇の改善を実施したいものがございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、部長から答弁いただきました。

それで、保育などコロナの感染への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において、働く人々の収入の引上げを求めて全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における賃上げの議論に先んじて、保育士と幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入の3%、金額にして約9,000円を引き上げるための措置なんですけども、これは令和3年11月19日の閣議決定で決められておりますよね。ですから、新型コロナ対応をせざるを得ない職種と全職員を対象とありますから、私は今の答弁にもありましたけども、ぜひとも正規保育士にも採用するべきだと思うんですけども、再度いかがですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

うちの正規の職員につきましては、一般行政職の給料表を使いまして、人事院勧告のとおり賃上げベースアップというのを行っております。そして、国の閣議では、平均月給を30万円として3%上げよ、9,000円という話です。民間の保育士さんとうちの町の保育士9,000円の格差というのは十分あります。十分過ぎるぐらいありますので、今回は非常勤と申しますか、会計年度の明らかに差のある会計年度の職員のベースアップ、これ恒久的にベースアップという形で支援していきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

答弁いただきましたけども、この本来の処遇改善の趣旨から言いますと、先ほどの

答弁では、特定の職種の優遇、公平性が保てないという問題とか、給料や賃金が低い数字になるという答弁であったと思うんですけども、しかし、厚労省の統計でも、保育士の収入は、全産業平均と比べて月額9万円も低く、9,000円の増額でも1桁本来違うという状況があります。

しかも、コロナ禍の中での保育士などケア労働の負担が以前に増して厳しくなっている状況があります。閣議決定されたように、全ての職員を対象にすべきではないかと思うんですけども、県も市町村によってばらつきがあるということ把握して指導していきたいという話も聞いておりますけども、財源の問題から見ましても、10月から交付税算入に変わるということで、そこら辺も心配しているという声もお聞きしますけども、しかし、よく事業で交付税算入をされる事業でも、ほかの事業では率先してそういう状況であっても事業をやっているケースが多い中で、私はこの問題に限ってそういう心配をするというのは当たらないと思うんですよ。10月以降も国庫負担での私は要望も行いながら、やはり公立保育所の保育士さんにも対応すべきだと考えます。

最後に、私はもう3回なんで聞けないので、町長、お考えもしくは方向性を示していただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多分保育士さん、今回のコロナ対応で大変骨を折られていると思います。

それで、近隣市町村とか私立保育所のお給料も調べさせていただいて、まだまداولちのほうが結構高いということで、今回は正規の職員については見送りたいと思いますし、会計年度任用職員については、保育所に勤務する全ての職種において、もう今年度だけ違くて、恒久的に2号上げてずっと給料アップをしていくという方向でまずは取り組んでいきたいと思っています。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原です。一般会計補正予算ですけれども、予算書の52ページ、53ページです。

10款教育費の中の3項中学校費についてです。吉備中学校武道場空調設備設置事業なんですけれども、委託料のところでも設計監理が217万3,000円、工事請負費が4,950万円、合計5,167万3,000円、結構な金額の補正が上がっております。

まず1回目に、工事の日程といいますか、今後のこのスケジュールについて予定段

階を教えてください。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

新しい年度に入りまして、測量設計委託はもうすぐにでも発注したいと思っておりますが、その設計をしまして工事の発注、大体6月ぐらいに発注し、今の予定では6月末頃から工事にかかり、夏休みを主に工事を行いたいと思っております。

それで、順調にいきますと2か月から3か月で終わるとは考えているんですけども、資材の仕入れの状況とかそんなもありますんで、工期としては年度いっぱいをとらせていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

仕入れのこととかもありますけれども、順調にいつ早くも、もしかしたら9月ぐらいに使える可能性もゼロではないのかなとも感じました。

そういった中で、もちろんエアコンを設置すれば、これから当然ながらランニングコスト、維持費、もちろんかかってきます。ということを見ると、恐らく使用料であったりとか、そういったところの議論というのはまた必要なのかなと思っております。できることならば、私の考えとしては、それこそ行政だけで使用料をばんと決めて進んでいくということのないように、今後、使用料の決め方というのを、できるならば今使ってくださっている方とかそういった方としっかりと対話を重ねていただきたいと思います。一緒に議論して、一緒に決めていただきたいと思いますと思うんですけども、この辺使用料の金額設定といいますか、考え方ってどのように考えていますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

この施設は学校施設ですんで、基本的には生徒が利用するものと考えています。その中で学校開放ということで、社会教育事業の開放事業で一般の方にも今も使っていただいております。そういった方に使っていただく場合に、この空調施設を利用する場合、その空調費用というのはかかってきます。町費を使って使用していただく以上は、幾らかの負担はしていただかないかと考えております。

その使用料については、今後、協議していきたいと。まだ具体的にどう決定していくというのは決めておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。



○4番（椿原竜二）

3回目の質疑ですけれども、これから本当に多分そうやって、もちろんランニングコストが変わってくるところって、そういった協議をしながら進めていっていただけたらと思います。

僕が言いたいのは、その協議をするというのは、できることならば庁舎内だけで協議するというのではなくて、本当に基本は学校ですけれども、いろんなそれこそ社会教育活動といいますか、いろんな方が使ってますから、行政だけで決めるんじゃないかって、できることならばいろんな方と対話をして進めていただきたいと思うんですけれども、町長、最後ちょっと答弁いただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

がいに金要るさけ、もうやめとけというん違うて、喜んでくれてるんで安心してます。

おっしゃるとおり、また各団体の指導者というのがありますんで、そういう方とも協議を重ねながら、納得していただけるような使用料で今後進めていきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第5号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第5号、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第6号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第6号、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第7号、令和3年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第49、選挙第7号を先に議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第49、選挙第7号を先に議題とすることに決定いたしました。

……………日程第49 選挙第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第49、選挙第7号、有田川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、私、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、前西哲男君、森本正造君、馬上憲治君、和田一夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました前西哲男君、森本正造君、馬上憲治君、和田一夫君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位、笠松晶久君、第2順位、保田永一郎君、第3順位、東敏雄君、第4順位、大原章義君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の補充員の当選員として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1順位、笠松晶久君、第2順位、保田永一郎君、第3順位、東敏雄君、第4順位、大原章義君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第8号から日程第48、諮問第4号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は3月14日、月曜日、午前9時30分に開議いたします。

~~~~~

延会 14時30分